

福岡県公報

平成19年 3 月 14 日
第 2 6 5 3 号

目 次

告 示 (第508号-第534号)

○都市計画事業の認可	(都市計画課)	1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
○指定確認検査機関の業務を行う事務所の所在地の変更の届出	(建築指導課)	2
○保安林予定森林の所在場所等	(治 山 課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	3
○都市計画事業の認可	(公園街路課)	3
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	3
○大規模小売店舗の新設の届出	(商業・地域経済課)	4
○大規模小売店舗立地法の規定に基づく意見の概要	(商業・地域経済課)	5
○大規模小売店舗立地法の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要	(商業・地域経済課)	5
○基本測量の終了	(土木管理課)	5
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○宅地建物取引業者の業務の停止	(建築指導課)	6
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定地方公共機関の指定の一部改正	(消防防災安全課)	6
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農地計画課)	7
○救急病院でなくなった病院	(医療指導課)	7

○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	7
○家畜の検査の実施	(畜 産 課)	7
○林業種苗法に基づく生産事業者の登録に基づく生産事業の廃止	(緑化推進課)	9
○林業種苗法に基づく生産事業者の登録事項の変更の届出	(緑化推進課)	9
○林業種苗法に基づく生産事業者の登録事項の変更の届出	(緑化推進課)	9
○林業種苗法に基づく生産事業者の登録	(緑化推進課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○県営土地改良事業の換地処分	(農地計画課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	10

監 査 委 員

○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第二課)	11
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課)	15
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課)	19
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第二課)	22
○監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)	32
○監査結果の公表	(監査委員事務局特別監査室)	48

福岡県有明海区漁業調整委員会

○水産動物の採捕禁止区域及び期間	(漁 政 課)	52
------------------	---------	----

内水面漁場管理委員会

○水産動物の採捕禁止区域及び期間	(水産振興課)	52
------------------	---------	----

告 示

福岡県告示第508号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年 3 月 14 日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 施行者の名称
春日市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
福岡都市計画児童福祉施設事業第2号春日市西児童センター
- 3 事業施行期間
平成19年3月14日から平成21年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
春日市天神山1丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第509号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年3月14日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
太宰府市大字吉松字篠振327番1、327番3、328番8、328番9並びに字尊田334番3及び区域内の公園である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市中央区赤坂1丁目15番33号
株式会社福岡地行 代表取締役 藤木 久臣

福岡県告示第510号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第2項の規定に基づき、指定確認検査機関から確認検査の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第3項の規定により次のように公示する。

平成19年3月14日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定確認検査機関の名称及び所在地
 - (1) 名 称 九州住宅保証株式会社
 - (2) 所在地 福岡市中央区渡辺通二丁目4番8号
- 2 業務区域
福岡県の全域
- 3 確認検査の業務を行う事務所の所在地

変 更 前	変 更 後
福岡市中央区渡辺通二丁目4番8号	・福岡市中央区渡辺通二丁目4番8号 ・北九州市小倉北区米町二丁目2番1号

- 4 変更年月日
平成19年5月1日

福岡県告示第511号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年3月14日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
京都郡みやこ町犀川 上高屋字松尾ヶ谷2170・2171の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字西ノ河内2274の99・2274の115（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第512号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年3月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市泉河内字白石1456の1、1456の8、字四丁1457、1458、1460

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第513号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年3月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

福岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡都市計画公園事業6・5・2号今津運動公園

3 事業施行期間

平成19年3月14日から平成26年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

福岡市西区今津字津本地内

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第514号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年3月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成19年2月28日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ザ・モール春日

(2) 所在地 福岡県春日市春日五丁目17番地

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	変更前		変更後
	開店時刻	閉店時刻	
株式会社九州西友	午前9時	午後0時	24時間

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時30分から午前0時30分まで	24時間

福岡県告示第515号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び飯塚商工事務所において縦覧に供する。

平成19年3月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成19年2月23日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパードラッグコスモス田川川崎店
 (2) 所在地 福岡県田川郡川崎町大字池尻438-1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所

株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
------------	-----------------------

4 大規模小売店舗を新設する日

平成19年10月24日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,484.9㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
福岡県田川郡川崎町大字池尻438-1 外	83

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
福岡県田川郡川崎町大字池尻438-1 外	46

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県田川郡川崎町大字池尻438-1 外	103.3

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
福岡県田川郡川崎町大字池尻438-1 外	12

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3ヶ所 福岡県田川郡川崎町大字池尻438-1 外

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後11時まで

福岡県告示第516号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について同法第8条第2項の規定に基づく意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年3月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) アイレックスガーデン
(2) 所在地 福岡県古賀市花見東一丁目1880番2 外

2 意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

店舗へのアクセス道路として花見交差点と花見北交差点の2箇所の交通量を調査しているが、提示された図面上で店舗への出入口に対するアクセス交差点（古賀カトリック教会前の国道495号と市道88号との交差点）及び花見東交差点の交通量については、調査、検討されていない状態で交通混雑を否定するように結論づけられているが、実態調査が不十分であり、同意できない。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

市道88号は周辺住民の生活道路であり、高齢者、児童、幼児が買い物、通学等のため通行する。店舗への侵入車、迂回車等により交通量が増し、車に占有され、歩行者の危険度が増すことが予想される。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

薬品の在庫管理、有効期限満了、薬品の取り扱い方法及び天災地変、火災、盗難等異常時に対する薬品の緊急管理体制等を明示の上、環境管理の一環として管理実施願いたい。

(4) 騒音の発生に係る事項

駐車場における車のアイドリングや空吹きによる迷惑行為の対処を徹底してほしい。

(5) 廃棄物に係る事項等

買物客による買い物後の店舗外に捨てられる外箱、外装等のこまかなゴミの処理を徹底してほしい。

(6) 街並みづくり等への配慮等

ドラッグストアの屋外空調設備によって住宅地への騒音及び熱風等の影響が考えられるので対策をして欲しい。

(7) その他

意見なし

福岡県告示第517号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年3月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ダイヤモンドシティ・ルクル
(2) 所在地 福岡県糟屋郡粕屋町大字酒殿字老の木192番地3 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第518号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により

公示する。

平成19年3月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

基本測量（位置情報基盤整備）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市、遠賀郡芦屋町、遠賀町、水巻町、八女市、八女郡立花町	平成19年2月2日

福岡県告示第519号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年3月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年2月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人北九州市計量士会

(2) 代表者の氏名

田原 健

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉北区新和町6番2号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、計量器を使用する個人及び事業者に対して、適正な計量の実施に関する事業を行い、地域における「消費者の保護活動」並びに「経済活動の発展」に寄与することを目的とする。

福岡県告示第520号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年3月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市川原字今一1276-6

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

古賀市川原1005

荻原 善次

福岡県告示第521号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定に基づき、次の宅地建物取引業者について次のとおり処分したので、同法第70条第1項の規定により公告する。

平成19年3月14日

福岡県知事 麻生 渡

免許番号	事務所の所在地、商号及び代表者の氏名	処分内容
福岡県知事（1） 第14537号	福岡市城南区友泉亭1-28 有限会社エステート企画 代表取締役 高木 繁弘	宅地建物取引業務の全部の停止（ 平成19年3月28日から平成19年4 月11日までの15日間）

福岡県告示第522号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定地方公共機関の指定（平成17年5月福岡県告示第1067号）の一部を次のように改正する。

平成19年3月14日

福岡県知事 麻生 渡

「大川海運物産株式会社」を「壱岐・対馬フェリー株式会社」に改める。

福岡県告示第523号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年3月14日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営合河北部地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	平成19年3月14日から 平成19年4月12日まで	豊前市役所

福岡県告示第524号

次に掲げる病院は、平成19年3月1日付けで、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院でなくなったので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成19年3月14日

福岡県知事 麻生 渡

病院の名称	所在地
さく病院	福岡市博多区竹下4-6-25

福岡県告示第525号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年3月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年2月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人花の花

(2) 代表者の氏名

河邊 恵子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡市南区高宮2丁目3番2号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がいを持つ者を含めた一般市民を対象とし、社会自立支援事業、食育と食文化の継承事業、また障がい児を含めた児童を対象とし、絵画、書道などの芸術を通じての健全な精神の育成、またプール指導などのスポーツを通じての育成事業、及び地域の交流事業を行うことで、お互いの個性を認め合う、健康的でゆとりある町づくりの実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第526号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、次のように家畜の検査を実施するので、同条第2項の規定により公示する。

平成19年3月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 実施の目的

家畜の監視伝染病のうち、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）、腐蛆病及びオーエスキー病の発生予防並びに高病原性鳥インフルエンザ、ブルータング、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予察のため。

2 検査の対象となる監視伝染病の種類、実施する区域、実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲、実施の期日並びに検査の方法

次の表に掲げるとおりとする。

監視伝染病の種類	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ブルセラ病	知事がブルセラ病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	血清学的検査（凝集反応検査、補体結合反応検査）、疫学的検査及び臨床検査
結核病	知事が結核病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	ツベルクリン検査、疫学的検査及び臨床検査
ヨーネ病	知事がヨーネ病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	血清学的検査（酵素免疫測定検査）、細菌検査、ヨーニン検査、疫学的検査及び臨床検査
伝達性海綿状脳症	知事が伝達性海綿状脳症の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域に所在する月齢又は推定月齢が満24月以上で死亡した牛の死体及び月齢又は推定月齢が満12月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体のうち、知事が必要と認めたもの	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	酵素免疫測定検査、ウェスタンブロット検査、免疫組織化学的検査及び疫学的検査
馬伝染性貧血	知事が馬伝染性貧血の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている馬のうち、知事が必要と認めたもの	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	血清学的検査（寒天ゲル内沈降反応検査）、疫学的検査及び臨床検査
家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）	知事が家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている鶏のうち、知事が必要と認めたもの	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	血清学的検査（凝集反応検査）、細菌検査、疫学的検査及び臨床検査

腐蛆病	知事が腐蛆病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されているみつばちのうち、知事が必要と認めたもの	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	細菌検査、疫学的検査及び臨床検査
オーエスキー病	知事がオーエスキー病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている豚のうち、知事が必要と認めたもの	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	血清学的検査（ラテックス凝集反応検査、酵素免疫測定検査及び中和試験）、疫学的検査及び臨床検査
高病原性鳥インフルエンザ	知事が高病原性鳥インフルエンザの発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている家きんのうち、知事が必要と認めたもの	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	血清学的検査（寒天ゲル内沈降反応検査）、ウイルス分離検査、疫学的検査及び臨床検査
ブルータング	知事がブルータングの発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	血清学的検査（寒天ゲル内沈降反応検査）、疫学的検査及び臨床検査
アカバネ病	知事がアカバネ病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）疫学的検査及び臨床検査
チュウザン病	知事がチュウザン病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）疫学的検査及び臨床検査
アイノウイルス感染症	知事がアイノウイルス感染症の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）疫学的検査及び臨床検査

イバラキ病	知事がイバラキ病の発生子察上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）疫学的検査及び臨床検査
牛流行熱	知事が牛流行熱の発生子察上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）疫学的検査及び臨床検査

福岡県告示第527号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づき、次のように生産事業を廃止したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成19年3月14日

福岡県知事 麻生 渡

登録番号	生産事業者		生産事業内容	事業所	
	氏名	住所		名称	所在地
福岡県第208号	田 箆 彦 一	旧三井郡小郡町大字山隈字山隈1764-4-2	種穂苗木	田箆誠農園	旧三井郡小郡町大字山隈字山隈1764-4-2及び旧熊本県菊池郡旭志村大字桜水
福岡県第402号	佐 藤 一 夫	旧朝倉郡朝倉町大字大庭2442	種穂苗木	佐藤種苗園	旧朝倉郡朝倉町大字大庭
福岡県第421号	松 尾 彰	旧甘木市大字小田1392-1	種穂苗木	松尾農園	旧甘木市大字小田
福岡県第433号	野 口 達 夫	旧浮羽郡田主丸町大字菅原1395	種穂苗木	野口農園	旧浮羽郡田主丸町大字菅原

福岡県告示第528号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定に基づき、次のように生産事業者から登録事項変更の届出があったので、同法第16条第2項の規定により公告する。

平成19年3月14日

福岡県知事 麻生 渡

新旧別	登録番号	生産事業者		事業所		変更年月日
		氏名	住所	名称	所在地	
新	福岡県第415号	古賀 孝義	朝倉市三奈木2208	古賀緑孝園	朝倉市三奈木2208	19・3・1
旧	福岡県第415号	古賀 孝義	甘木市大字三奈木2208	古賀農園	甘木市大字三奈木	

福岡県告示第529号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定に基づき、次のように生産事業者から登録事項変更の届出があったので、同法第16条第2項の規定により公告する。

平成19年3月14日

福岡県知事 麻生 渡

登録番号	氏名	旧住所	新住所	旧事業所の所在地	新事業所の所在地	変更年月日
福岡県第271号	甘木市森林組合	甘木市大字甘木221-1	朝倉市甘木2010-3	甘木市大字甘木	朝倉市甘木	19・3・1
福岡県第405号	野口 澄雄	朝倉郡朝倉町大字入地5350-3	朝倉市大庭350-3	朝倉郡朝倉町大字大庭	朝倉市大庭	〃
福岡県第411号	熊本 廣文	甘木市大字三奈木2039	朝倉市三奈木2039	甘木市大字三奈木	朝倉市三奈木	〃
福岡県第414号	古賀 守	甘木市大字三奈木4947	朝倉市三奈木4945-3	甘木市大字三奈木	朝倉市三奈木4945-3	〃
福岡県第416号	古賀 直喜	甘木市大字三奈木2110	朝倉市三奈木2110-1	甘木市大字三奈木	朝倉市三奈木2110-1	〃
福岡県第442号	野口 広孝	朝倉郡朝倉町大字大庭5350-3	朝倉市大庭5350-3	朝倉郡朝倉町大字大庭	朝倉市大庭	〃

福岡県第459号	熊本 文子	甘木市大字三奈木2039	朝倉市三奈木2039	甘木市大字三奈木	朝倉市三奈木	〃
----------	-------	--------------	------------	----------	--------	---

福岡県告示第530号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づき、次のように生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成19年3月14日

福岡県知事 麻 生 渡

登録番号	生産事業者		生産事業内容	事業所	
	氏名	住所		名称	所在地
福岡県第471号	栗原 富雄	八女郡矢部村大字北矢部3582	種穂苗木	栗原富雄	八女郡矢部村大字北矢部3582

福岡県告示第531号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年3月14日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市松崎字福泉塚500番3
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市松崎883番地
草野 淳
草野 光美

福岡県告示第532号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告

する。

平成19年3月14日

福岡県知事 麻 生 渡

換地処分をした地域	換地処分年月日
遠賀郡遠賀町大字上別府及び大字別府（高家地区）	平成19年3月5日

福岡県告示第533号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年3月14日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
遠賀郡芦屋町緑ヶ丘3849番1、3849番2、3927番2、4034番2及び4034番4
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
遠賀郡芦屋町幸町2番20号
芦屋町長 鈴木 清吾

福岡県告示第534号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年3月14日

福岡県知事 麻 生 渡

- 申請のあった年月日
平成19年2月20日
- 申請に係る特定非営利活動法人
(1) 名称
特定非営利活動法人介護経営研究会

(2) 代表者の氏名

静 政則

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県糟屋郡粕屋町仲原2268番地105号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、全国の高齢者および全国の介護サービス事業所や介護施設に対して、介護サービスの質の向上並びに高齢者施設や高齢者住居の改善、拡充を図る事業を行い、高齢化問題対策、高齢者介護福祉の増進に寄与することを目的とする。

監査委員

監査公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を総務部出先機関等の職員研修所等17か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成19年3月14日

福岡県監査委員	工 藤 壽 文
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	後 藤 元 秀

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

総務部の出先機関等17機関に係る定期監査は、平成18年10月3日から平成18年11月8日までの実日数16日間で、次のとおり実施した。

なお、公立大学法人に移行された九州歯科大学、福岡女子大学及び福岡県立大学については、廃庁監査を実施した。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
職員研修所	平成17年12月1日から 平成18年7月31日まで	平成18年11月8日
東京事務所	〃	平成18年10月26日から 平成18年10月27日まで
博多県税事務所	平成17年8月1日から 平成18年7月31日まで	平成18年10月18日から 平成18年10月20日まで
東福岡県税事務所	〃	平成18年10月4日から 平成18年10月6日まで
西福岡県税事務所	〃	平成18年10月26日から 平成18年10月27日まで
筑紫県税事務所	〃	平成18年11月1日から 平成18年11月2日まで
北九州東県税事務所	〃	平成18年10月3日から 平成18年10月4日まで
北九州西県税事務所	〃	平成18年10月5日から 平成18年10月6日まで
田川県税事務所	〃	平成18年10月3日
飯塚・直方県税事務所	〃	平成18年10月12日から 平成18年10月13日まで
久留米県税事務所	〃	平成18年10月18日から 平成18年10月20日まで
大牟田県税事務所	〃	平成18年10月25日
筑後県税事務所	〃	平成18年10月25日
行橋県税事務所	〃	平成18年10月25日
消防学校	平成17年12月1日から 平成18年7月31日まで	平成18年11月8日
アジア文化交流センター	〃	平成18年11月1日から 平成18年11月2日まで

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
私学事振興局学事課 (旧九州歯科大学、旧福岡女子大学及び旧福岡県立大学に係るもの)	平成17年12月1日から 平成18年3月31日まで	平成18年11月7日から 平成18年11月8日まで

(注) 監査対象期間が監査対象機関により異なるのは、監査実施時期が前年度と異なったことによるものである。

2 監査の主眼

今回の監査は、職員研修所等17機関における収入、支出、人件費、契約、公有財産、物品、債権等財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかを意を用いて実施し、特に収入未済の状況及び県税の徴収事務、大学の財産・物品の引継状況並びに旅費及び時間外勤務手当の執行状況に主眼を置いた。

また、このうち旅費については、特に事実確認調査を含む監査を実施した。

3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

- (1) 収入
 - 使用料、手数料、財産貸付収入、延滞金、雑入等の調定金額、調定時期及び収入状況
- (2) 支出
 - 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務
- (3) 人件費
 - 報酬、給料及び諸手当（扶養手当及び住居手当を除く。）の認定及び支給事務
- (4) 契約
 - 契約の締結及び履行確認の状況
- (5) 公有財産
 - 土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理状況
- (6) 物品
 - 取得、管理及び処分状況
- (7) 債権
 - 債権管理状況
- (8) 県税
 - 個人県民税、個人事業税、法人県民税、法人事業税、不動産取得税等の賦課徴収事務

第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、次のとおり一部の機関において是正を要するものが見受けられた。

博多県税事務所

庁舎等維持負担金において、概算で受領した額を精算しなかったこと及び積算を誤ったため、132,271円(10件)が収入過となっている。

東福岡県税事務所

法人県民税において、税額の適用を誤ったため、60,000円(2件)が徴収不足となっている。

アジア文化交流センター

行政財産使用料において、7,993,536円(2件)の調定が59日遅延している。

私学学事振興局学事課(旧福岡女子大学)

備品購入において、一括して発注すべきものを分割して発注しており、不適正な契約方法となっている。(1件)

他は、おおむね適正に執行されていると認められた。

監査公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を保健福祉部出先機関の筑紫保健福祉環境事務所等25か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成19年3月14日

福岡県監査委員	工藤壽文
同	進谷庸助
同	伊藤龍峰
同	後藤元秀

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

保健福祉部の出先機関25機関に係る定期監査は、平成17年9月1日から平成18年8月31日までの12か月間を監査対象期間とし、平成18年10月5日から平成18年12月1日までの実日数26日間で、次のとおり実施した。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
筑紫保健福祉環境事務所	平成17年9月1日から 平成18年8月31日まで	平成18年11月14日から 平成18年11月16日まで
柏屋保健福祉環境事務所	〃	平成18年11月8日から 平成18年11月10日まで
宗像保健福祉環境事務所	〃	平成18年11月14日から 平成18年11月15日まで
朝倉保健福祉環境事務所	〃	平成18年11月1日から 平成18年11月2日まで
糸島保健福祉環境事務所	〃	平成18年11月15日から 平成18年11月17日まで
遠賀保健福祉環境事務所	〃	平成18年10月31日から 平成18年11月2日まで
鞍手保健福祉環境事務所	〃	平成18年10月25日から 平成18年10月27日まで
嘉穂保健福祉環境事務所	〃	平成18年10月12日から 平成18年10月13日まで
田川保健福祉環境事務所	〃	平成18年11月28日から 平成18年12月1日まで
久留米保健福祉環境事務所	〃	平成18年10月12日から 平成18年10月13日まで
八女保健福祉環境事務所	〃	平成18年10月5日から 平成18年10月6日まで
山門保健福祉環境事務所	〃	平成18年10月5日から 平成18年10月6日まで
京築保健福祉環境事務所	〃	平成18年10月25日から 平成18年10月27日まで
保健環境研究所	〃	平成18年10月19日から 平成18年10月20日まで
中央児童相談所	〃	平成18年11月16日から 平成18年11月17日まで
久留米児童相談所	〃	平成18年10月17日から 平成18年10月18日まで

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
田川児童相談所	平成17年9月1日から 平成18年8月31日まで	平成18年10月17日から 平成18年10月18日まで
大牟田児童相談所	”	平成18年10月17日から 平成18年10月18日まで
福岡学園	”	平成18年11月9日から 平成18年11月10日まで
筑後いずみ園	”	平成18年11月8日
女性相談所	”	平成18年10月31日
精神保健福祉センター	”	平成18年11月22日
障害者更生相談所	”	平成18年11月14日
粕屋新光園	”	平成18年10月19日から 平成18年10月20日まで
食肉衛生検査所	”	平成18年11月22日

2 監査の主眼

今回の監査は、筑紫保健福祉環境事務所等25機関における収入、支出、人件費、契約、公有財産、物品、債権等財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施し、特に、収入未済の状況及び生活保護費の支給状況並びに旅費及び時間外勤務手当の執行状況に主眼を置いた。

また、このうち旅費については、特に事実確認調査を含む監査を実施した。

3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

(1) 収入

保健福祉使用料、保健福祉手数料、環境福祉手数料等の調定金額、調定時期及び収入状況

児童措置弁償金、知的障害者援護措置弁償金、生活保護費返還金等の調定及び収入並びに債権管理の状況

(2) 支出

賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、扶助費等の支出事務

(3) 人件費

報酬、給料及び諸手当（扶養手当及び住居手当を除く。）の認定及び支給事務

(4) 契約

契約の締結及び履行確認の状況

(5) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理状況

(6) 物品

取得、管理及び処分状況

(7) 債権

債権管理の状況

(8) 生活保護費

生活保護費の支給状況

第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、次のとおり一部の機関において是正を要するものが見受けられた。

粕屋新光園

収入において、児童福祉施設措置受託金で6件(2,810,750円)の調定が31日～92日遅延している。

鞍手保健福祉環境事務所

収入において、生活保護費返還金で収入未済額が前年度に比べて23,502,725円増加している。

田川保健福祉環境事務所

収入において、生活保護費返還金で収入未済額が前年度に比べて14,553,013円増加している。

筑紫保健福祉環境事務所

収入において、産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料で領収証紙1件(81,000円)が消印漏れとなっている。
支出において、生活保護費で就労収入の認定を誤ったこと等により、70,118円(3件)が支給過不足となっている。

粕屋保健福祉環境事務所

支出において、生活保護費で就労収入の認定を誤ったこと等により、170,149円(18件)が支給過不足となっている。

他は、おおむね適正に執行されていると認められた。

監査公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を生活労働部出先機関の消費生活センター等14か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成19年3月14日

福岡県監査委員	工藤壽文
同	進谷庸助
同	伊藤龍峰
同	後藤元秀

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

生活労働部の出先機関14機関に係る定期監査は、平成17年11月1日から平成18年10月31日までの12か月間を監査対象期間とし、平成18年12月13日から平成18年12月21日までの実日数6日間で、次のとおり実施した。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
消費生活センター	平成17年11月1日から 平成18年10月31日まで	平成18年12月13日
パスポートセンター	〃	平成18年12月15日
福岡労働福祉事務所	〃	平成18年12月20日
北九州労働福祉事務所	〃	平成18年12月13日
筑後労働福祉事務所	〃	平成18年12月13日
筑豊労働福祉事務所	〃	平成18年12月13日
福岡高等技術専門学校	〃	平成18年12月15日
戸畑高等技術専門学校	〃	平成18年12月21日
小竹高等技術専門学校	〃	平成18年12月13日から 平成18年12月14日まで
久留米高等技術専門学校	〃	平成18年12月19日
大牟田高等技術専門学校	〃	平成18年12月19日
田川高等技術専門学校	〃	平成18年12月20日から 平成18年12月21日まで
小倉高等技術専門学校	〃	平成18年12月14日
福岡障害者職業能力開発校	〃	平成18年12月20日

2 監査の主眼

今回の監査は、消費生活センター等14機関における収入、支出、人件費、契約、公有財産、物品等財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施し、特に職業訓練委託契約の執行状況、旅費及び時間外勤務手当の執行状況に主眼を置いた。

また、このうち旅費については、特に事実確認調査を含む監査を実施した。

3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

(1) 収入

総務使用料、総務手数料、生活労働手数料、物品売払収入、生活労働受託事業収入及び雑入の調定並びに収入状況

(2) 支出

賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務

(3) 人件費

報酬、給料及び諸手当（扶養手当及び住居手当を除く。）の認定及び支給事務

(4) 契約

契約の締結及び履行確認の状況

(5) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理状況

(6) 物品

取得、管理及び処分状況

(7) 訓練手当

訓練手当の支給状況

第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

監査公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を教育委員会出先機関の福岡教育事務所等145か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成19年3月14日

福岡県監査委員	工藤壽文
同	進谷庸助
同	伊藤龍峰
同	後藤元秀

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

教育委員会の出先機関145機関に係る定期監査は、平成17年10月1日から平成18年9月30日までの12か月間を監査対象期間とし、平成18年11月20日から平成19年2月1日までの実日数30日間で、次のとおり実施した。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
福岡教育事務所	平成17年10月1日から 平成18年9月30日まで	平成18年12月5日から 平成18年12月8日まで
北九州教育事務所	〃	平成18年11月29日から 平成18年12月1日まで
北筑後教育事務所	〃	平成18年12月13日から 平成18年12月15日まで
南筑後教育事務所	〃	平成18年12月18日から 平成18年12月20日まで
筑豊教育事務所	〃	平成18年12月18日から 平成18年12月20日まで
京築教育事務所	〃	平成18年12月13日から 平成18年12月15日まで
教育センター	〃	平成18年12月22日
体育研究所	〃	平成18年11月27日
美術館	〃	平成18年12月22日
図書館	〃	平成18年11月27日
社会教育総合センター	〃	平成18年11月27日
英彦山青年の家	〃	平成18年11月27日
少年自然の家「玄海の家」	〃	平成18年12月22日
九州歴史資料館	〃	平成19年1月11日
青豊高等学校	〃	平成18年11月20日
築上西高等学校	〃	平成19年1月23日
豊津高等学校	〃	平成19年1月10日
菊田工業高等学校	〃	平成18年11月27日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
京都高等学校	平成17年10月1日から 平成18年9月30日まで	平成19年1月10日
行橋高等学校	"	平成18年11月22日
門司高等学校	"	平成19年1月18日
門司北高等学校	"	平成19年1月18日
門司商業高等学校	"	平成18年11月20日
大里高等学校	"	平成18年11月22日
門司大翔館高等学校	"	平成18年11月22日
小倉南高等学校	"	平成19年1月26日
小倉商業高等学校	"	平成18年11月20日
小倉高等学校	"	平成19年1月11日
小倉工業高等学校	"	平成18年11月20日
小倉西高等学校	"	平成18年11月22日
北九州高等学校	"	平成19年1月26日
小倉東高等学校	"	平成18年11月21日
戸畑高等学校	"	平成18年11月22日
ひびき高等学校	"	平成19年1月25日
戸畑工業高等学校	"	平成19年1月25日
若松高等学校	"	平成18年11月20日
若松商業高等学校	"	平成18年11月22日
八幡高等学校	"	平成19年1月16日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
八幡中央高等学校	平成17年10月1日から 平成18年9月30日まで	平成18年11月20日
八幡工業高等学校	〃	平成18年11月22日
八幡南高等学校	〃	平成19年1月31日
北筑高等学校	〃	平成19年1月31日
東筑高等学校	〃	平成18年11月20日
折尾高等学校	〃	平成18年11月22日
中間高等学校	〃	平成18年11月20日
遠賀高等学校	〃	平成19年1月12日
宗像高等学校	〃	平成19年1月17日
光陵高等学校	〃	平成19年1月17日
水産高等学校	〃	平成18年11月22日
玄界高等学校	〃	平成19年1月17日
新宮高等学校	〃	平成19年1月17日
福岡魁誠高等学校	〃	平成19年1月16日
須恵高等学校	〃	平成18年11月20日
宇美商業高等学校	〃	平成18年11月22日
香住丘高等学校	〃	平成19年1月17日
香椎高等学校	〃	平成19年1月16日
香椎工業高等学校	〃	平成19年1月17日
博多青松高等学校	〃	平成18年11月20日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
福岡高等学校	平成17年10月1日から 平成18年9月30日まで	平成18年11月24日
筑紫丘高等学校	〃	平成19年1月16日
柏陵高等学校	〃	平成19年1月16日
福岡中央高等学校	〃	平成18年11月20日
城南高等学校	〃	平成19年1月31日
修猷館高等学校	〃	平成19年1月12日
福岡工業高等学校	〃	平成19年1月31日
福岡講倫館高等学校	〃	平成18年11月24日
早良高等学校	〃	平成19年1月12日
玄洋高等学校	〃	平成18年11月24日
筑前高等学校	〃	平成18年11月20日
春日高等学校	〃	平成19年1月24日
太宰府高等学校	〃	平成19年1月31日
福岡農業高等学校	〃	平成18年11月24日
筑紫中央高等学校	〃	平成19年1月24日
武蔵台高等学校	〃	平成18年11月21日
筑紫高等学校	〃	平成19年1月31日
糸島高等学校	〃	平成18年11月21日
糸島農業高等学校	〃	平成18年11月24日
小郡高等学校	〃	平成19年1月25日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
三井高等学校	平成17年10月1日から 平成18年9月30日まで	平成18年11月24日
久留米筑水高等学校	"	平成18年11月24日
明善高等学校	"	平成19年1月18日
久留米高等学校	"	平成19年1月18日
三潞高等学校	"	平成18年11月24日
大川樟風高等学校	"	平成19年1月24日
伝習館高等学校	"	平成19年1月24日
山門高等学校	"	平成18年11月21日
三池高等学校	"	平成19年1月23日
三池工業高等学校	"	平成18年11月24日
大牟田北高等学校	"	平成19年1月23日
ありあけ新世高等学校	"	平成18年11月21日
八女高等学校	"	平成18年11月21日
八女工業高等学校	"	平成18年11月24日
福島高等学校	"	平成19年1月10日
八女農業高等学校	"	平成18年11月21日
黒木高等学校	"	平成19年1月10日
浮羽工業高等学校	"	平成19年1月18日
浮羽高等学校	"	平成19年1月18日
浮羽東高等学校	"	平成18年11月27日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
浮羽 探究真館高等学校	平成17年10月1日から 平成18年9月30日まで	平成19年1月18日
朝倉 倉高等学校	"	平成19年1月26日
朝倉 倉東高等学校	"	平成18年11月24日
朝倉 倉農業高等学校	"	平成19年1月26日
朝羽 羽高等学校	"	平成18年11月21日
田川 川高等学校	"	平成19年1月24日
田川 川農林高等学校	"	平成19年1月24日
東鷹 鷹高等学校	"	平成18年11月24日
田川 川工業高等学校	"	平成18年11月22日
西田 田川高等学校	"	平成19年1月10日
田川 川商業高等学校	"	平成18年11月21日
田川 川科学技術高等学校	"	平成18年11月24日
山田 田高等学校	"	平成18年11月24日
嘉穂 穂工業高等学校	"	平成18年11月27日
稲築 築志耕館高等学校	"	平成19年1月25日
嘉穂 穂高等学校	"	平成18年11月21日
嘉穂 穂東高等学校	"	平成18年11月24日
嘉穂 穂中央高等学校	"	平成18年11月24日
嘉穂 穂総合高等学校	"	平成18年11月27日
鞆 手高等学校	"	平成18年11月21日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
直方高等学校	平成17年10月1日から 平成18年9月30日まで	平成19年1月26日
筑豊高等学校	"	平成18年11月21日
鞍手竜徳高等学校	"	平成19年1月23日
福岡盲学校	"	平成19年1月12日
柳河盲学校	"	平成18年11月20日
北九州盲学校	"	平成19年1月16日
福岡高等盲学校	"	平成19年1月12日
福岡聾学校	"	平成18年11月20日
久留米聾学校	"	平成18年11月20日
小倉聾学校	"	平成19年1月11日
直方聾学校	"	平成19年1月26日
福岡高等聾学校	"	平成18年11月22日
福岡養護学校	"	平成18年11月22日
田主丸養護学校	"	平成18年11月22日
直方養護学校	"	平成19年1月23日
築城養護学校	"	平成19年1月23日
川崎養護学校	"	平成19年1月10日
小郡養護学校	"	平成18年11月20日
筑後養護学校	"	平成18年11月22日
北筑前養護学校	"	平成18年11月21日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
嘉穂養護学校	平成17年10月1日から 平成18年9月30日まで	平成19年1月25日
養護学校「福岡高等学園」	〃	平成19年1月25日
養護学校「北九州高等学園」	〃	平成19年1月12日
古賀養護学校	〃	平成18年11月20日
育徳館中学校	〃	平成19年1月10日
門司学園中学校	〃	平成19年1月18日
輝翔館中等教育学校	〃	平成19年1月10日

2 監査の主眼

今回の監査は、収入、支出、人件費、契約、公有財産、物品、債権等財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施し、特に重要物品の管理使用状況及び収入未済の状況並びに旅費及び時間外勤務手当の執行状況に主眼を置いた。

また、このうち賃金及び旅費については、特に事実確認調査を含む監査を実施した。

3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

- (1) 収入
 - 教育使用料、教育手数料、財産貸付収入、生産物売払収入、雑入等の調定金額、調定期及び収入状況
- (2) 支出
 - 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、扶助費等の支出事務
- (3) 人件費
 - 報酬、給料及び諸手当の認定及び支給事務
- (4) 契約
 - 契約の締結及び履行確認の状況
- (5) 公有財産
 - 土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理状況
- (6) 物品
 - 取得、管理及び処分状況
- (7) 債権
 - 債権管理状況

第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、次のとおり一部の機関において是正を要するものが見受けられた。

福岡講倫館高等学校

全日制課程授業料において、収入未済額が前年度に比べて、534,600円増加している。(1件)

朝倉農業高等学校

重要物品(取得価格が100万円以上の備品)の所在が確認できないものがある。(2件)

他は、おおむね適正に執行されていると認められた。

監査公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づく行政監査を「県が発行する刊行物の状況」について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成19年3月14日

福岡県監査委員	工藤壽文
同	進谷庸助
同	伊藤龍峰
同	後藤元秀

第1 監査の概要

1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第11条第2項の規定に基づき、県の事務の執行が法令等に従って適正に行われているか、その事務が県の福祉の増進に寄与し、最少の経費で最大の効果を挙げているか、組織及び運営の合理化に努め、規模の適正化が図られているかなど、適法性、経済性、効率性及び有効性を主眼として監査を行うものである。

2 平成18年度行政監査のテーマ

「県が発行する刊行物の状況について」

3 テーマ選定理由

県の行政活動は、県民に情報を的確に伝え、県政に対する県民の理解を深め、県の参加を得て推進することが重要である。

このため、県民とのコミュニケーションを確立するための広報活動は、その目的に応じた多様性が求められるところである。その中でも刊行物は、情報伝達の正確性、高い保存性、携帯性などの優れた特性を持つことから、冊子、パンフレット、ポスター等多様な形で作成され、県政に関する情報提供や制度周知等に利用されており、県民への情報提供の重要な手段となっている。また、近年の情報通信技術の進歩によりインターネット等の新たな情報媒体への移行や連携が模索されているところである。

そこで、刊行物が発行目的に沿って作成・活用されているか、また、費用対効果の観点からの検討がなされているかなどについて検証することとした。

4 監査対象刊行物及び監査対象機関

平成17年度に県が発行した刊行物のうち、今回の監査では、本県行政に係る広報・聴業務を総合的に実施することを目的に制定された福岡県広報広聴事務取扱規程（平成39年7月福岡県訓令第28号。以下「広報事務規程」という。）の対象となるものの中から、形式別に、発行部数が多いもの、作成経費が大きなもの、一部当たりの単価が高額なもの等を抽出し、次表「監査対象刊行物一覧表」のとおり34機関が発行している冊子24件、パンフレット8件、リーフレット7件、ちらし5件、ポスター3件、その他2件の計49件の刊行物を対象とした。

なお、刊行物の形式については、別紙1により分類した。

以下、「No.」で表した番号は、「監査対象刊行物一覧表」において各刊行物に付した一連番号を示している。

監査対象刊行物一覧表

監査対象機関	No.	刊行物名	形式
総務部	1	戦後60周年記念事業ちらし	ちらし
	2	福岡県公報	冊子
	3	県税のしおり	冊子
	4	市町村税課税状況等の調	冊子
	5	グラフふくおか	冊子
	6	点字ふくおか	冊子
企画振興部	7	福岡県だより	パンフレット
	8	私たちの福岡県	冊子
	9	福岡県西方沖地震震災対応調査点検委員会報告書	冊子
	10	子どものための防災MAP	冊子
	11	九州国立博物館施設紹介パンフレット	パンフレット
	12	九州国立博物館リーフレット	リーフレット
	13	ふくおか新世紀計画第三次実施計画	冊子
	14	毎月勤労統計調査地方調査月報	冊子
	15	福岡県の産業 平成16年調査	CD(*)
	16	福岡県の農林業 - 2005年農林業センサス結果報告書	冊子
保健福祉部	17	子育て応援団	冊子
	18	福祉のしおり 母子家庭・寡婦・父子家庭のみなさんへ	冊子
	19	知っておきたい 児童扶養手当 特別児童扶養手当 児童手当のしおり	冊子
	20	みんなですすめよう 福祉のまちづくり	冊子
	21	障害者福祉課	パンフレット
	22	生活衛生課	ちらし
	23	薬務課	ちらし
	24	国保・援護課	ポスター
	25	入留米健康福祉環境事務所	冊子
	26	環境政策課	冊子
環境部	27	福岡県地球温暖化対策推進計画	冊子
	28	循環型社会推進課	冊子
	29	生活文化課	冊子
	30	青少年課	冊子
	31	青少年アソシエーション(青少年健全育成シンポジウム)参加者募集ちらし	冊子
	32	ヤス運動推進室)	冊子
	33	男女共同参画推進課	冊子
	34	労働政策課	冊子
	35	新雇用開発課	冊子
	36	パスポートセンター	冊子
商工部	37	国際経済観光課	冊子
	38	企業立地課	冊子
	39	農政課	冊子
	40	福岡県農林事務所	冊子
水産部	41	福岡県水産資源管理課	冊子
	42	福岡県水産加工課	冊子
	43	福岡県水産加工課	冊子
	44	福岡県水産加工課	冊子
土木部	45	五ヶ山ダム建設事務所	冊子
	46	五ヶ山ダム建設事務所	冊子
	47	五ヶ山ダム建設事務所	冊子
	48	五ヶ山ダム建設事務所	冊子
都市部	49	五ヶ山ダム建設事務所	冊子
	50	五ヶ山ダム建設事務所	冊子

* 各刊行物の概要については、別紙2「監査対象刊行物の概要」参照のこと。

CD (コンパクトディスク) : デジタル情報を記録するための光ディスク規格の一つで、コンピュータ用のデータを記録することができる。

5 監査の方法

監査対象機関から提出された刊行物及び調書に基づき調査並びに仕様書、契約書等の関係書類の調査による監査を実施した。

監査に当たっては、「刊行物の発行目的等について」、「刊行物の内容等について」、「刊行物の印刷について」、「刊行物の活用等について」、「新たな情報媒体の活用について」及び「行政資料としての取扱い等について」の6項目に分類整理し、それぞれの項目ごとに着眼点を設定した。

6 監査の実施期間

平成18年10月24日から平成18年12月14日までの間に実施した。

第2 監査の結果

1 刊行物の発行目的等について

(1) 必要性及び発行目的について十分な検討が行われているか

No.2「福岡県公報」及びNo.14「毎月勤労統計調査地方調査月報」の2件については、法令等に基づき作成されていた。

このほかの刊行物については、必要性や発行目的の検討が十分行われ、それに基づいて形式、規格、発行時期、発行部数、配布方法等が決定されていた。

ちなみに、地域の食文化を代表する料理を農村女性グループ員の手でまとめたNo.42「八女のふるさと料理 レシピ集」や、全国的にあまり例のない実験河川での自然石護岸などの環境実験を紹介したNo.45「岩岳川実験河川の紹介」などの特色ある内容の刊行物も作成されていた。

(2) 同種の刊行物の確認等重複がないように調整されているか

No.18「福祉のしおり 母子家庭・寡婦・父子家庭のみなさんへ」とNo.19「知っておきたい 児童扶養手当 特別児童扶養手当 児童手当のしおり」及びNo.20「みんなですすめよう福祉のまちづくり」とNo.48「ハートフルタウンふくおか」との間に掲載された情報の重複がみられたが、主な目的や対象が異なっていたことから、刊行物の一本化を行う必要性までは認められなかった。

このほかの刊行物については、掲載された情報の重複は見受けられなかった。

なお、同種又は近似するような目的、内容等を有する刊行物が既に刊行されているか、若しくは刊行が予定されていないかについての検討は、部局内では行われていたが、部局を越えた確認は、あまり行われていなかった。

[意見]

経済性や効率性の観点から、刊行物の内容、発行部数、発行時期、配布先等の検討を行う上で、同種の刊行物の発行状況などを十分確認することも必要であると考える。

(3) 外国語版の作成について検討されているか

No.13「ふくおか新世紀計画第三次実施計画」の概要版が、福岡アジア国際会議での配布や海外からの来庁者への県政の紹介を目的に、日本語版以外に英語、中国語、ハンガルの3カ国語版でも作成されており、また、No.11「九州国立博物館施設紹介パンフレット」及びNo.12「九州国立博物館リーフレット」が、外国からの来館者に対応するため、同じく日本語版以外に英語、中国語、ハンガルの3カ国語版でも作成されていた。

このほかの刊行物については、外国語版は作成されていなかった。

[意見]

本県においては、「アジアの交流拠点の構築」を目指して海外との交流も積極的に行われており、留学生等の外国人居住者も増加している。このため、生活関連の情報など、国籍等に関係なく提供する必要がある情報について刊行物を作成する場合は、外国語版作成の検討を行う必要が認められる。

さらには、観光情報など積極的に海外に紹介することが有効である情報について刊行物を作成する場合は、外国語版の作成を進めていくことが望まれる。

(4) 広告の導入について検討されているか

過去には広告を掲載した例があったものの、監査対象刊行物においては、広告を掲載しているものはなかった。

しかしながら、全国的に見ると、行政が発行する刊行物等に企業の広告を掲載する取組は、既に大阪府や神奈川県等8府県（平成16年度末現在。東京財団研究報告書による。）において行われており、例えば、大阪府においては「府政だより」への広告掲載が実施されている。

本県における刊行物以外の広報媒体では、平成18年7月から県のインターネット・ホームページ（以下「HP」という。）にバナー広告^(*)が導入され収入の一部に充てられている。

ちなみに、No.10「子どものための防災MAP」は、NPO法人^(*)と協働して作成されていたが、所管課の了承の下にNPO法人が独自に企業の名称を表紙の下部に掲載し、企業の経費負担により増刷されていた。

[意見]

厳しい財政状況の中にあって、刊行物発行の経費を補うために他府県でも取り組まれている行政広報への広告導入について、刊行物の目的と整合する広告掲載企業選定の考え方や、企業イメージ向上など企業ニーズの把握に努める等の調査・研究を行うことが望まれる。

* バナー広告： バナーはHP上で、他のHPを紹介する役割をもつ画像のことで、主に広告・宣伝用に作られ、選択すると広告企業のHPを表示するようになっている。

NPO法人： 特定非営利活動を行うことを主たる目的とし設立された法人をいう。

2 刊行物の内容等について

(1) 分かりやすさ、読みやすさ等について配慮されているか

ほとんどの刊行物においては、活字の大きさ、配色などに配慮し、分かりやすくまた読みやすい刊行物の作成に心掛けられていたが、ちらしなど紙面が限られた刊行物において、情報量を優先するあまり、活字が小さく、行間も狭いため読みづらくなっているものがあった。

また、ほとんどの刊行物で専門用語やカタカナ語の使用及び注釈の付加については、配慮されていたが、一部の刊行物において、「3R^(*)」などの専門用語や「オペレーター^(*)」、「デバイス^(*)」などのカタカナ語を注釈なしで使用している例が見受けられた。(3件、No. 8、27、36)

このほか、No.5「グラフふくおか」の掲載内容の概要等については、社会福祉法人福岡県盲人協会へ委託し、点字によるNo.6「点字ふくおか」が作成されていたが、No.40「発見!!農のめぐみ」のビデオによる映像については、副音声による解説や字幕表示までは入っていないかった。

なお、刊行物の作成担当者の多くは、刊行物に盛り込むべき本来の内容については多くの専門的情報を有しているもの、それをいかに表現し、より分かりやすく、読みやすくするかといった刊行物作成上の技術やユニバーサルデザイン^(*)等の情報を得る機会の不足を感じており、研修や助言等の支援が受けられる環境の必要性を認めていた。

[意見]

県が発行する刊行物は、県民への情報提供の手段として重要であり、分かりやすく、また、読みやすく作成する必要がある。

このため、活字の大きさや行の間隔、配色等にも配慮し、一般的に使用されていない専門用語及びカタカナ語の使用は避けるべきであり、使用する場合には、注釈を加える必要がある。

さらには、刊行物をビデオ等による映像により作成する場合は、副音声による解説や字幕表示を入れるなど、目や耳の不自由な方への配慮も望まれる。

また、刊行物の作成に関する研修や助言等の支援が求められていることから、そうした機会を設けることが望まれる。

* 3R : リデュース (Reduce: 減らす)、リユース (Reuse: 再び使う)、リサイクル (Recycle: 再資源化) の頭文字をとったことばで、この優先順位で廃棄物を処理するのがよいという考え方を示している。

オペレーター : 無線通信士、電話交換手やコンピュータの操作員など機械の操作に従事する人
をいう。

デバイス : 機器、装置のことをいう。

ユニバーサルデザイン : 「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能であるように最初からデザインすること
をいう。

(2) 人権に係る表現について配慮されているか

高齢者、障害者、ジェンダー^(*)、個人情報等人権に係る表現については、刊行物発行の企画段階や原稿作成段階において、文章表現、写真の選定、イラストの作成などについて、人権意識をもって取り組まれていた。

なお、平成12年5月に男女共同参画推進課から県の各機関に対し、ジェンダーに係る表現について、「行政広報物における表現のガイドライン」が示されている。

[意見]

監査した範囲においては特に問題はなかったが、人権に係る表現への配慮については、常に心掛けるべきものである。

このため、必要に応じて、それぞれの所管課の意見を求める等の配慮が必要であると考える。

* ジェンダー： 社会的・文化的に形成される性別・性のありようをいう。

(3) 奥付及び問い合わせ先の表示について十分な情報が盛り込まれているか

冊子24件のうち、奥付^(*)表示のないものが4件 (No. 4、24、34、43) あった。このほか、パンフレット等を含め、問い合わせ先として発行主体等が表示されているが、発行主体を単に県名のみとしたものが5件 (No.22、27、33、34、40)、問い合わせの電話番号に直通電話を記載していないものが14件 (No. 2、3、6、14、17、22、23、25、27、35、36、40、47、49) 見受けられた。

[意見]

奥付表示は刊行物の発行責任を明確にするものであることから、発行者（課名等）、発行日、問い合わせ先などを明示する必要がある。

また、問い合わせ先については、電話番号だけでなく、FAX番号、メールアドレス^(*)などの連絡方法も併せて表示する必要がある。

* 奥付^{おくづけ}： 刊行物の終わりにある、著者名、発行者（所）名、発行年月日などの情報を印刷した箇所をいう。

メールアドレス： 電子メールにおける送信先や発信元を表し、住所の役割を果たすものをいう。

3 刊行物の印刷について

(1) 印刷契約等において経費節減の努力がなされているか

予定価格が100万円以上の刊行物23件において、一般競争入札又は指名競争入札が行われていたものが13件で、残りの10件が随意契約となっていた。

随意契約がなされたものとみると、その理由が「提案公募事業である」、「企画コンペを実施した」という場合のように、複数の業者による一定の競争性の確保が図られているものは、5件であった。

また、「版下^(*)を持っている」、「専門的かつ特殊な技術や設備が必要である」、

「業務に精通し、豊富な経験と実績を有している」等の理由で、一者の見積りのみにより契約がなされているものが5件あった。

[意見]

法令等の規定に従って適正に契約がなされているもの、「版下を持っている」等の理由により一者の見積りによって契約されているものについては、必ずしも廉価で契約できるとは限らないため、見積業者数を増やすなどして競争性を高め、経費の縮減に向けて更なる努力を求めたい。

* 版下：ほんした印刷工程の中で製版用に作成する製版直前の原稿をいう。

(2) 環境への配慮がなされているか

県においては、国等の環境物品等調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第10条の規定に基づいて「福岡県環境物品等調達方針」を定め、環境に配慮した物品の優先調達に取り組んでいる。この中で、納入印刷物については、印刷用紙の購入と同様に古紙パルプ配合率100%（カラー用紙については古紙パルプ配合率70%以上）のいわゆる再生紙を優先使用することとし、使用した場においては、印刷物に古紙使用の表示（リサイクルマークの表示）を行うこととしている。また、印刷用インキ及び接着剤についても、この調達方針の中で、古紙の再生を妨げる材料を使用しないこととされている。

しかしながら、8件の刊行物（No. 1、10、11、12、22、24、35、41）は再生紙が使用されておらず、1件（No.45）は使用されているのかが不明であった。

さらに、再生紙を使用した刊行物の中でも、14件の刊行物（No. 2、4、6、9、14、17、21、29、30、31、32、33、37、42）でリサイクルマークが表示されていないかつた。

なお、環境への負荷が小さい大豆油インキ（ソイインキ）を使って印刷された刊行物が5件（No. 1、23、26、36、46）あった。

[意見]

刊行物を発行する際には、再生紙の使用が望まれ、また、リサイクルマークを表示することは、環境に対する県の取組を効果的に広報することともなるので、再生紙を使用したすべての刊行物において表示するなど、「福岡県環境物品等調達方針」に基づき取組の徹底が望まれる。

（リサイクルマークの表示例）



古紙パルプ配合率100%再生紙を使用

4 刊行物の活用等について

(1) 刊行物の配布は効果的かつ効果的に行われているか

刊行物の配布方法の例を挙げると、No.34「企業と人権－公正な採用選考－」は、主に企業の採用担当者を対象とした研修会や説明会で配布されており、No.17「子育て応援団」は、乳幼児検診の場などにおいて直接手渡されていた。また、No.5「グライフ福岡」やNo.18「福祉のしおり 母子家庭・寡婦・父子家庭のみなさんへ」は、県の事務所、市町村役場、銀行等公共の場などに備え付けられて来訪者の閲覧に供されたり、必要に応じて配布されていた。

さらに、No.33「女性に対する暴力防止啓発のための広報ポスター」は、公共交通機関等において掲示され、No.7「福岡県だより」は、市町村を通じて全戸配布が行われていた。

このように、刊行物の配布方法については、その刊行物の発行目的や対象者に応じて、効果的かつ効果的に行われるように工夫がなされていた。

(2) 有償頒布は効果的に行われているか

有償で頒布されていた刊行物は、No.2「福岡県公報」、No.13「ふくおか新世紀計画第三次実施計画」及びNo.25「平成17年版環境白書」の3件であった。

No.13「ふくおか新世紀計画第三次実施計画」及びNo.25「平成17年版環境白書」は、行政資料の有償頒布要綱（昭和62年8月1日施行）に基づき、県民情報広報課において増刷し、県民情報センター又は地区県民情報コーナーにおいて県民サービスとして有償頒布が行われていたが、No.25「平成17年版環境白書」は、増刷部数よりも販売実績がかなり下回っていた。

また、No.2「福岡県公報」については、印刷契約の中で契約業者到有償配布を許可する形式をとり、購入希望者は直接その業者に代金を支払い、送付を受ける形で有償頒布が行われている。

[意見]

当初の配布予定を超えて県民からの直接の需要が見込まれる刊行物については、県民サービスの向上という観点からも有償頒布の検討を行う必要があるが、販売実績が見込みを下回る場合もあることから、前年度の頒布実績や県のHPへのアクセスの状況などを参考にしながら、確実な需要の予測を行い、効率的な有償頒布制度となるよう検討することが望まれる。

(3) 刊行物の活用状況の把握がなされているか

企画段階から予定されていた刊行物の活用や利用状況の確認方法として、No.1「戦後60周年記念事業ちらし」では記念イベントの入場者へのアンケート調査が行われるなど、7件の刊行物（No.1、5、17、28、29、32、35）において確認調査が行われていることが認められた。

このほかの刊行物については、例えば、ダムの見学者から確認したのものやビデオ

の視聴者から確認したもの、市町村の一部の担当者に電話等で確認しているものな
どもあったが、印刷経費に加えて経費を要する等の理由から、活用状況等の把握が
されていないものが多かった。

〔意見〕

刊行物は、発行すること自体が目的ではなく、県民に読まれ、理解され、活用さ
れることが重要である。

したがって、刊行物の活用状況の把握については、必要に応じ企画段階から予定
すべきであるが、継続して発行が予定されている刊行物においては、可能な限り刊
行物の配布に携わった市町村や団体等を通じて確認するなど、活用状況の把握に努
めることが望まれる。

5 新たな情報媒体の活用について

(1) 新たな情報媒体の活用が進められているか

県のHPで刊行物の発行情報を提供したものの、刊行物をPDFファイル^(*)とし
て県のHPに掲載し刊行物を自由に複製できるようにしたもの、さらには、作成し
たビデオと同じ画像を県のHP上で閲覧できるようにしたもの、刊行物に関連する
情報を掲載した他のHPに県のHPからリンク^(*)できるようにしたものなどがあ
り、刊行物の発行と併せて、新たな情報媒体としてのHPの活用が進められている
と認められた。

また、県民情報広報課で発行しているメールマガジン^(*)「めるふく」へ情報を
掲載し広報を行った刊行物も見受けられた。

このほか、No.15「福岡県の産業 平成16年調査」がCDのみを媒体として発行さ
れており、また、冊子にCDが添付されていたものが2件 (No.16、24) あった。

〔意見〕

新たな情報媒体であるHPは、情報提供手段として即時性、広域性等の長所を有
しており、さらに、情報のやりとりを行うことができるという特色を生かして効果
の確認手段としても利用できることから、刊行物の発行情報や刊行物の内容そのも
のを県のHPに掲載することは、広報効果をより高める手段として有効であると考
えられる。

また、送料等の経済性や配布事務の効率化の観点から、特に市町村等の行政機関
に対し発行される刊行物については、紙媒体の刊行物の発行に代わるものとして、
あるいは補完する手段として、メールマガジンなどの電子媒体が有効に活用される
べきである。

なお、CDは、文字データについては十分な容量を有しており、情報の加工が容
易なことから、大量の数値情報が掲載された、いわゆるデータベースの性格を有す
る刊行物などに用いられており、省資源化や費用対効果の観点からもこのCDの特
性を活かした方法を考えていく必要がある。

* PDFファイル : アドビシステムズ社が考案したファイルの形式で、異なる環境のコンピュータでも元の形どおりに表示・印刷ができる。

リンク : HPをほかのHPに結び付けることをいう。

メールマガジン : 電子メールを利用して発行される雑誌をいう。

6 行政資料としての取扱い等について

(1) 行政資料の登録は適正に行われているか

行政資料の管理に関する要綱（平成7年4月1日施行。以下「行政資料要綱」という。）第3条では、所属長は、作成した刊行物を県民情報センター又は地区県民情報コーナーで一般の利用に供することが適当であると認めるときは、適宜情報更新を必要とするもの等を除き、行政資料の登録を行うものとされている。

この規定に基づき、監査対象刊行物のうち14件（No. 3、4、5、6、7、13、14、15、16、25、26、40、44、49）が行政資料として登録されていた。

また、行政資料として登録された刊行物については、県のHP上で検索が可能であり、刊行物名、発行年月日、分類、発行所属などの情報は登録されているが、刊行物の内容までは登録されていない。

[意見]

行政資料として登録するかどうかについては、所属長の判断に委ねられているが、県民に対する情報提供の観点からも、積極的に登録されることが望まれる。

また、行政資料として登録された刊行物については、内容の紹介情報や刊行物そのものを県のHPに đăngし、今後は、HP上での閲覧が可能になることが望まれる。

(2) 義務づけられた官公署等への送付がなされているか

No.2「福岡県公報」等6件の刊行物（No. 2、5、13、15、16、44）は、国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）第24条の2の規定に基づき、国立国会図書館に送付されていた。

さらに、No.2「福岡県公報」は、自治法第100条第16項の「都道府県は、当該都道府県の区域内の市町村の議会及び他の都道府県の議会に、公報及び適当と認める刊行物を送付しなければならない。」との規定どおり送付されていた。

しかしながら、広報事務規程第8条第3項では、「各機関の長は、第1項に規定する刊行物等を発行したときは、その2部を県民情報広報課長に送付しなければならない。」と規定されているが、県民情報広報課に提出されていないものがあった。

また、行政資料として登録された刊行物は、行政資料要綱第7条の規定に基づき、作成の都度、県民情報広報課へ原則として6部送付するほか、県立図書館、議会図書室、職員研修所等にも併せて送付することとされているが、県民情報広報課以外には送付されていないものがあった。

[意見]

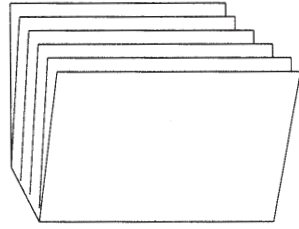
個々の法令等に定めがあるものについては、その定めに従い確実に送付されたい。

別紙1

印刷物の形式

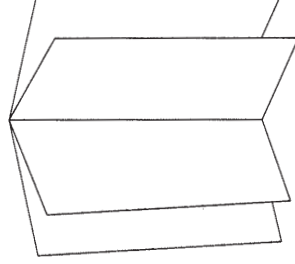
1 冊子

背表紙があるような厚手の印刷物



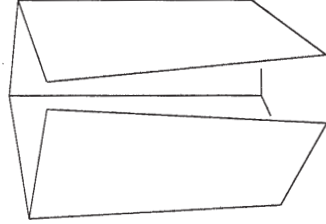
2 パンフレット

2～3枚程度をホッチキス等で止めた小冊子



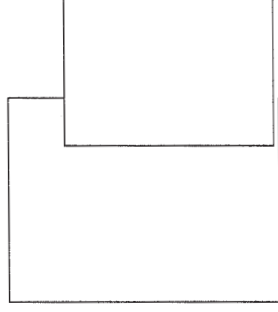
3 リーフレット

1枚の印刷物で折りたたんだものであるもの



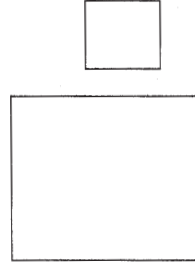
4 ポスター

1枚刷りの印刷物で主に掲示するもの



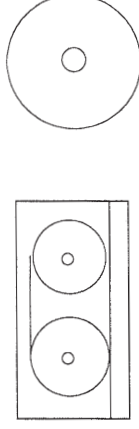
5 ちらし

1枚刷りの印刷物で主に配布するもの



6 その他

ビデオ、CD等の磁気情報



別紙2

監査対象刊行物の概要

機関名	No.	刊行物名	形式	規格	頁数	左のうち、 カラー版 (全頁)	作成部数等	作 成 目 的 等
行政経営企 画課	1	戦後60周年記念事業 ちらし	ちらし	A4	(画面)	(全頁)	28,000	戦後60周年記念事業の周 知を行う。
	2	福岡県公報	冊子	A4	(不定)	—	1,550 (毎週月・水・ 金曜日発行) (有償での購入可)	福岡県の条例、規則等の 公布などを行う。
税務課	3	県税のしおり	冊子	A4	48	(全頁)	12,000	県の税務行政の周知や納 税に対する県民の理解を得 る。
地方課	4	市町村税課税状況等 の調	冊子	A4	390	—	170	市町村の税務行政運営上 の資料とする。
県民情報広 報課	5	グラフふくおか	冊子	A4 変形	32	(全頁)	30,000 (隔月刊)	県政の重点施策、県政の 動き、県内の話題などを写 真を主体に紹介し、県政を 分かりやすく県民に伝える。
	6	点字ふくおか	冊子	B5	34	—	1,250 (隔月刊)	視覚障害者へ県の重点施 策や福祉サービスの情報を 伝え、県政に対する理解を 得る。
	7	福岡県だより	パンフレット	A4	8	(全頁)	2,026,602 (隔月刊、 全戸配布)	県政の重点施策、お知ら せ、県内の魅力等を掲載し た広報誌を県内各世帯に配 布し、県政に対する理解を 得る。
	8	私たちの福岡県	冊子	B5	20	(全頁)	52,000	県内の小学4年生、県庁 見学の児童に福岡県の概要 や県庁の仕組みを紹介する。
消防防災安 全課	9	福岡県西方沖地震震 災対応調査点検委員 会報告書	冊子	A4	70	(全頁)	1,000	災害発生時の行政機関の 初動対応等を調査・点検 し、実施すべき対策を取り まとめ、行政機関や県民に 周知する。
	10	子どものための防災 MAP	冊子	B5	16	(全頁)	1,000	家族で避難ルートを点検 し、わが家の防災（避難ル ート）マップを作成するこ とにより、防災意識の高揚 を図る。
アジア文化 交流センタ ー	11	九州国立博物館施設 紹介パンフレット	パンフレット	A4	20	(全頁)	60,000	九州国立博物館への視察 者に対し、施設の紹介、設 置の経緯などの概要を説明 する。
	12	九州国立博物館リー フレット	リーフレット	A4 三つ 折り 等	(画面)	(全頁)	計 640,000 (3種)	九州国立博物館全体、文 化交流展示室、「あじっば」 の見取図を来館者にお知ら せする。

機関名	No.	刊行物名	形式	規格	頁数	左のう ち、頁数	作成部数等	作 成 目 的 等
企画調整課	13	ふくおか新世紀計画 第三次実施計画	冊 子	A 4	198	(全頁)	1,500 (有償での購入可)	ふくおか新世紀計画の理念に則り、平成18年度から4年間の重点実施施策の基本的方向と具体的方策を示す。
調査統計課	14	毎月勤労統計調査地 方調査月報	冊 子	A 4	30	—	1,196 (月刊)	毎月勤労統計調査の地方調査結果から、賃金、労働時間、雇用の動きを明らかにし、公表する。
	15	福岡県の産業 平成 16年調査	C D	—	2,608 相当	—	400	経済統計の集計結果を市町村及び調査関係団体等における基礎資料として公表し、併せて調査のPRを図る。
	16	福岡県の農林業—20 05年農林業センサス 結果報告書	冊 子	A 4	636	22	470 (CD添付)	2005年農林業センサスの集計結果(概数値)を市町村及び農林業関係機関等へ基礎資料として公表する。
子育て支援 課	17	子育て応援団	冊 子	A 5	28	(全頁)	165,000 (3種)	乳幼児期の子どもの発達段階に応じた育児のあり方、親の関わり方を示し、育児を支援する。
児童家庭課	18	福祉のしおり 母子家 庭・寡婦・父子家庭 のみなさんへ	冊 子	A 5	40	(全頁)	15,000	母子家庭・寡婦・父子家庭等に係る各種福祉制度を紹介する。
	19	知っておきたい 児童 扶養手当 特別児童扶 養手当 児童手当のし おり	冊 子	A 5	20	(全頁)	56,000	児童扶養手当、特別児童扶養手当及び児童手当の制度を広く県民に広報する。
障害者福祉 課	20	みんなですすめよう 福祉のまちづくり	ハフレット	A 4	8	(全頁)	27,000	福祉のまちづくりの制度について、県民・事業者等に分かりやすく説明する。
生活衛生課	21	動物愛護啓発ちらし	ちらし	A 4	(両面)	(全頁)	100,000 (犬用猫用2種)	犬猫の飼い主に対し、しつけ方、迷子にならない方法、所有者明示の方法、不妊去勢手術等を紹介する。
薬務課	22	薬物乱用防止啓発ち らし	ちらし	105mm × 72mm	(片面)	(全頁)	30,000 (ポッドタイプ付)	シンナー、覚醒剤等薬物乱用問題を身近にとらえてもらい、薬物乱用撲滅の県民気運を高める。
国保・援護 課	23	福岡県市町村別医療 費マップ	ポスター	A 2	(片面)	(全頁)	300	県内各市町村の医療費の現状を周知し、県民の高医療費に対する意識の向上を図る。
久留米保健 福祉環境事 務所	24	県境における健康危 機管理の課題と対応	冊 子	A 4	90	24	80 (CD添付)	久留米市近隣に県境を越えた健康危機が発生した場合の協力体制構築に関する研究結果を報告する。

機 関 名	No.	刊 行 物 名	形 式	規 格	頁 数	左のうち、 カラー頁数	作成部数等	作 成 目 的 等
環境政策課	25	平成17年版環境白書	冊 子	A 4	330	108	1, 100 (有償での購入可)	県が保有する大気、土壌、騒音、振動等のデータ及び県が講じた環境保全施策に関する情報を提供する。
循環型社会 推進課	26	福岡県地球温暖化対策推進計画	冊 子	A 4	140	(全頁)	1, 400	地球温暖化対策の推進のため、温室効果ガス排出量の削減目標と目標達成に向けた具体的な取組を定め、県民の意識向上を図る。
生活文化課	27	マイバックスキャンペーン用ポスター	ポスター	A 2	(片面)	(全頁)	6, 300	買い物袋を持参するといふ具体的な行動を通して、容器包装廃棄物の排出抑制と県民の意識高揚を図る。
青少年課	28	消費者啓発リーフレット	リーフレット	A 3 ノビ 三つ 折り	(両面)	(全頁)	8, 000	若年者に対し消費者トラブルにあった際の相談窓口である消費生活センター等を周知する。
	29	消費者啓発カード	ちらし	64mm × 91mm	(両面)	(全頁)	150, 000	高校生に対し消費者トラブルにあった際の相談窓口である消費生活センター等を周知する。
青少年課	30	「青少年健全育成シンポジウム」参加者募集ちらし	ちらし	A 4	(両面)	(全頁)	166	多くの人が「青少年健全育成シンポジウム」へ参加されるよう、広く募集する。
(青少年シンポジウム運動推進室)	31	福岡県青少年の健全育成に関する意識調査一非行の誘発や抑制の要因等について概要版	パンフレット	A 4	16	(全頁)	500	非行少年の検挙補導人員数が全国平均を上回る状況から、その要因を調査・分析した内容の概要について関係者へ広く周知する。
男女共同参 画推進課	32	アンビシヤス通信	パンフレット	A 4	8	(全頁)	70, 000 (隔月刊)	県の取組や参加団体の活動を紹介し、アンビシヤス運動に対する関心を高め、県民運動として根付かせる。
労働政策課	33	女性に対する暴力防止啓発のための広報ポスター	ポスター	B 1 B 3	(片面)	(全頁)	4, 300	配偶者からの暴力防止及び被害者支援について、県民の理解を促進するため交通広告を利用して啓発する。
新雇用開発 課	34	企業と人権一公正な採用選考一	冊 子	A 4	120	—	11, 200	人権問題に正しい理解と認識を持ち、公正な採用選考が行われるために企業に対し行う研修の資料とする。
	35	人財を活かす (経営者のための子育て応援職場づくり情報誌)	パンフレット	A 4	8	(全頁)	3, 000 (年2回)	「子育て応援宣言」登録制度の周知と制度の普及を図り、人材確保についての経営者の意識改革につなげる。
パスポート センター	36	求職障害者のためのガイドブック	パンフレット	A 4	24	(全頁)	400	障害者就職セミナーのブーストとし、また、障害者に配布し新たに就職を希望する者の就職準備を支援する。
	37	パスポート申請案内	リーフレット	A 3 二つ 折り	(両面)	(全頁)	180, 000	一般旅券発給申請書に添付して、必要な書類、記入方法、受取り場所、その他注意事項を周知する。

機 関 名	No.	刊 行 物 名	形 式	規 格	頁 数	左のうち、 カラー頁数	作 成 部 数 等	作 成 目 的 等
国際経済観光課	38	ふくおか探訪	リーフレット	A1 四つ折り	(両面)	(全頁)	50,000	県の観光・文化施設について、県民、観光者等に広く知ってもらおう。
企業立地課	39	企業立地のご案内	冊 子	A4	74	(全頁)	2,000	福岡県への立地を検討している企業に対し、県内の公共工業団地や優遇制度などを紹介する。
農政課	40	発見!!農のめぐみ	ビデオ	—	(19分)	—	50	子どもをはじめ、県民に広く農業の持つ、豊かな生態系や美しい景観の創出などという多面的機能の理解を促す。
福岡農林事務所	41	経営体育成基盤整備事業(沖田川流域地区)概要書	リーフレット	A1 四つ折り	(両面)	(全頁)	300	当該事業の目的及び概要等を農政関係者に広く紹介し、事業の推進を図る。
八女地域農業改良普及センター	42	八女のふるさと料理レシピ集	パンフレット	A5	20	(全頁)	3,000	地域の食文化を代表する料理を農村女性グループ員の手でまとめ、より多くの人が体験できるようにする。
林政課	43	福岡県木質バイオマスの利用推進プラン(概要版)	冊 子	A4	36	(全頁)	100	木質バイオマスの利用促進に向け、資源量、利用方法、可能性を検討し、関係者のマニユアルとして活用する。
水産海洋技術センター	44	福岡県水産海洋技術センター事業報告	冊 子	A4	340	—	350	センターと各研究所の調査実績を取りまとめ、水産関係の機関、研究者に知らせ、水産行政資料とする。
豊前土木事務所	45	岩岳川実験河川の紹介	リーフレット	A3 二つ折り	(両面)	(全頁)	1,000	全国的にあまり例のない実験河川の取り組みを広く理解してもらおう。
五ヶ山ダム建設事務所	46	五ヶ山ダムリーフレット(子ども用)	リーフレット	A3 ノビ 三つ折り	(両面)	(全頁)	1,000	子ども達やその保護者に五ヶ山ダム建設事業の重要性について理解を深めてもらう。
建築指導課	47	安全安心ガイドブック	冊 子	A4	94	46	3,000	建築物の定期報告率の向上、円滑な防災査察、自主点検の促進を促し、既存建築物の安全性の確保を図る。
	48	ハートフルタウンふくおか	冊 子	A4	16	(全頁)	10,000 (隔年刊)	福祉のまちづくりについて、事業者や県民の理解を深め、積極的な参加と、条例に適合した施設の普及を促す。
営繕課	49	営繕年報「あすへの記録」	冊 子	A4	80	(全頁)	300	5年間の県有施設整備の記録を編集・保存し、県及び関係自治体の今後の営繕行政の参考とする。

注) 「頁数」については表紙等を含む。

「作成部数」については、1回当たりの作成部数を記載している。

監査公表第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく随時監査を警察本部施設課等38か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成19年3月14日

福岡県監査委員	工藤壽文
同	進谷庸助
同	伊藤龍峰
同	後藤元秀

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施日

知事部局の本庁及び出先機関、教育委員会並びに警察本部に係る随時監査は、平成18年5月1日、平成18年6月1日又は平成18年7月1日から監査実施日までを監査対象期間とし、平成18年11月2日から平成19年1月30日までの実日数27日間で、次のとおり実施した。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
施設課（警察本部）	平成18年5月1日から 平成18年11月2日まで	平成18年11月2日
少年課	平成18年5月1日から 平成18年11月2日まで	平成18年11月2日
科学捜査研究所	平成18年5月1日から 平成18年11月2日まで	平成18年11月2日
財務課	平成18年5月1日から 平成18年11月7日まで	平成18年11月7日
人権・同和教育課	平成18年5月1日から 平成18年11月7日まで	平成18年11月7日
営繕課	平成18年5月1日から 平成18年11月8日まで	平成18年11月8日
議会事務局	平成18年5月1日から 平成18年11月8日まで	平成18年11月8日
環境政策課	平成18年5月1日から 平成18年11月9日まで	平成18年11月9日
治山課	平成18年5月1日から 平成18年11月9日まで	平成18年11月9日
水産振興課	平成18年5月1日から 平成18年11月10日まで	平成18年11月10日
漁業課	平成18年5月1日から 平成18年11月10日まで	平成18年11月10日
農業課	平成18年5月1日から 平成18年11月14日まで	平成18年11月14日
農業技術課	平成18年5月1日から 平成18年11月15日まで	平成18年11月15日
人事課	平成18年5月1日から 平成18年11月16日まで	平成18年11月16日
財政課	平成18年5月1日から 平成18年11月16日まで	平成18年11月16日
消防防災安全課	平成18年5月1日から 平成18年11月17日まで	平成18年11月17日
薬務課	平成18年5月1日から 平成18年11月17日まで	平成18年11月17日
道路建設課	平成18年5月1日から 平成18年11月21日まで	平成18年11月21日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
新幹線建設対策室	平成18年5月1日から 平成18年11月21日まで	平成18年11月21日
河川課	平成18年5月1日から 平成18年11月22日まで	平成18年11月22日
河川開発課	平成18年5月1日から 平成18年11月22日まで	平成18年11月22日
青少年課	平成18年5月1日から 平成18年11月28日まで	平成18年11月28日
国際交流課	平成18年5月1日から 平成18年11月28日まで	平成18年11月28日
筑後川水系農地開発事務所	平成18年6月1日から 平成18年11月29日まで	平成18年11月29日
農業総合試験場	平成18年6月1日から 平成18年11月30日まで	平成18年11月30日
農業総合試験場豊前分場	平成18年6月1日から 平成18年12月1日まで	平成18年12月1日
農業総合試験場筑後分場	平成18年6月1日から 平成18年12月5日まで	平成18年12月5日
筑後農林事務所	平成18年6月1日から 平成18年12月6日まで	平成18年12月6日
福岡農林事務所	平成18年6月1日から 平成18年12月7日まで	平成18年12月7日
農業大 학교	平成18年6月1日から 平成18年12月8日まで	平成18年12月8日
朝倉農林事務所	平成18年6月1日から 平成18年12月13日まで	平成18年12月13日
北九州家畜保健衛生所	平成18年6月1日から 平成18年12月19日まで	平成18年12月19日
筑後家畜保健衛生所	平成18年6月1日から 平成18年12月21日まで	平成18年12月21日
水産海洋技術センター	平成18年7月1日から 平成19年1月17日まで	平成19年1月17日
東福岡県税事務所	平成18年7月1日から 平成19年1月18日まで	平成19年1月18日
行橋県税事務所	平成18年7月1日から 平成19年1月23日まで	平成19年1月23日
豊前海研研究所	平成18年7月1日から 平成19年1月24日まで	平成19年1月24日
田川県税事務所	平成18年7月1日から 平成19年1月30日まで	平成19年1月30日

2 監査の主眼

今回の監査は、施設課等38機関における旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施し、特に時間外勤務手当及び旅費に主眼を置いた。

また、旅費及び賃金については、事実確認調査を含む監査を実施した。

3 監査の範囲

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 交際費
- (5) 食糧費
- (6) その他需用費
- (7) タクシー借上料
- (8) 会場借上料
- (9) 備品購入費

第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

福岡県有明海区漁業調整委員会

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第57号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、矢部川水系における水産動物の保護増殖を図るため採捕制限について次のとおり指示する。

平成19年3月14日

福岡県有明海区漁業調整委員会

会長 小原博義

1 採捕の制限

モクズガニ、テナガエビ、アユ、コイ、ウナギを採捕してはならない。ただし、福岡県漁業調整規則第48条に基づく試験研究等のための採捕については、この限りでない。

2 指示の適用区域

- (1) 矢部川の柳川市大和町浦島橋の下流端から柳川市大和町大坪の最南端とみやま市高田町昭和開の最西端を結ぶ線まで
- (2) 塩塚川の柳川市大和町番所橋の下流端から柳川市有明町の最南端と柳川市大和町谷垣の最西端を結ぶ線まで
- (3) 沖端川の柳川市中町出ノ橋の下流端から柳川市昭南町の最南端と柳川市吉富町の最西端を結ぶ線まで

3 魚種ごとの採捕禁止時期

モクズガニ 1月1日から8月31日まで及び11月1日から12月31日まで
 テナガエビ 4月1日から9月30日まで
 ア ユ 10月1日から12月31日まで
 コ イ 4月1日から7月31日まで
 ウ ナ ギ 1月1日から3月31日まで

4 指示の有効期間

平成19年4月1日から平成22年3月31日まで

内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会指示第5号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、矢部川におけるモクズガニ、テナガエビ、アユ、コイ、ウナギの採捕禁止区域及び採捕禁止期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県内水面漁業調整規則第43条に基づく試験研究等のための採捕については、この限りでない。

平成19年3月14日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原口敏治

1 禁止区域

矢部川の柳川市三橋町と同大和町の境界から柳川市大和町浦島橋の下流端まで

2 魚種ごとの禁止期間

モクズガニ 1月1日から8月31日まで及び11月1日から12月31日まで
 テナガエビ 4月1日から9月30日まで
 ア ユ 1月1日から5月31日まで及び10月1日から12月31日まで
 コ イ 4月1日から7月31日まで
 ウ ナ ギ 1月1日から3月31日まで

3 指示の有効期間

平成19年4月1日から平成22年3月31日まで